

**No. 24**

2003年11月発行

# 淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

## CONTENTS

- 第24回委員会の内容……………P.1
- 第24回委員会の説明資料より抜粋……………P.7
- 配付資料リスト……………P.14
- 委員会 委員リスト……………P.15
- これまで開催された会議等について……………P.17
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P.18

平成15年9月5日(金)、第24回委員会が行われました。



【京都市勧業館「みやこめっせ」にて】

## 第24回委員会の内容

第23回委員会以降の各部会の状況報告が行われたあと、河川管理者より「淀川水系河川整備計画基礎原案」について説明が行われ、委員との意見交換が行われました。その後、意見書とりまとめの進め方や一般からの意見への対応、河川管理者が計画中の対話集会に関する議論が行われました。

### 第24回委員会結果概要

庶務作成

開催日時：2003年9月5日（金） 13:30～18:15

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」第1展示場

参加者数：委員31名、河川管理者22名、一般傍聴者292名

#### 1 決定事項

- ・意見書のとりまとめは、資料4「委員会意見書とりまとめの進め方(案)」の内容で進められることが確認された。なお、作業部会メンバーに江頭委員を加えることが提案され認められた。
- ・一般意見への対応について、資料5-1「第23回委員会(7/12)にて出された意見(中間とりまとめへの意見募集に対して滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について)への対応について」の対応案が承認された。

#### 2 審議の概要

##### ①第23回委員会以降の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。

##### ②各部会からのとりまとめ(案)の報告

テーマ別部会(環境・利用、治水、利水、住民参加)、地域別部会(琵琶湖、淀川、猪名川)より、資料2をもとに各部会とりまとめ案の報告が行われ、その後、主として河川管理者との間で質疑応答が行われた。主な質疑応答は「3 主な意見」を参照。

##### ③河川管理者からの淀川水系河川整備計画基礎原案の説明および委員との意見交換

河川管理者より、資料3-1「淀川水系河川整備計画基礎原案」をもとに、主に淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)(以下、説明資料(第2稿))からの変更点(内容及び表現、項立ての変更、追記等)を中心に説明がなされた後、委員との意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

##### ④意見書とりまとめの進め方

芦田委員長より、資料4「委員会意見書とりまとめの進め方(案)」をもとに運営会議で議論された意見書とりまとめの進め方について説明があり、スケジュールや作業部会(リーダー：今本委員)の設置等について確認された。

##### ⑤その他

- ・一般意見への対応について  
資料5-1「第23回委員会(7/12)にて出された意見(中間とりまとめへの意見募集に対して

滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について)への対応について」をもとに、運営会議で検討された対応案が説明され、了承された。

- ・河川管理者からの要請に対する回答について(対話集会のテーマおよびファシリテーター)  
資料5-2「河川管理者からの要請に対する回答について」をもとに、本回答作成までの経緯の説明および回答の報告が行われた。
- ・河川管理者が計画中の対話集会について  
河川管理者より、参考資料2「住民対話集会について」をもとに、現在計画中の対話集会について説明がなされた。また、河川管理者からの「円卓会議に委員より2、3名参加してほしい」との要請については、委員より「委員は円卓につかない方が良いのでは」との意見があり、ファシリテーターに再度確認することとなった。なお、2、3名の委員の選出については、河川管理者より「運営会議にお願いできればと考えている」との発言があった。

#### ⑥一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」を参照。

#### 3 主な意見

##### ①各部会からのとりまとめ(案)の報告

テーマ別部会(環境・利用、治水、利水、住民参加)、地域別部会(琵琶湖、淀川、猪名川)より、資料2をもとに各部会とりまとめ案の報告が行われ、その後、主として河川管理者との間で質疑応答が行われた。

##### ○環境・利用部会からの報告に関する主な意見

- ・これまでも議論してきたことだが、川が川をつくる、あるいは順応的な管理ということを行いながら、全体計画を明確に示せということに矛盾を感じる。この部分がわかりにくいので、今後の部会で徹底的に議論させていただきたい。(河川管理者)

##### ○治水部会からの報告に関する主な質疑応答

- ・魚類等の遡上、降下に関し、「現在の技術面から抜本的な対策が早期に確立される」という部分について、どういうことか教えてほしい。(河川管理者)  
→これはダムを対象とした意見で、高さ数十メートルのダムに魚道を整備する効果への疑問や、新たに魚道を整備することが別の環境破壊を生む危険があるということで、抜本的な対策をする必要があるという意味である。

##### ○利水部会からの報告に関する主な質疑応答

- ・「中・長期の気象予報等の支援情報」という部分の、「中・長期」のイメージを教えてください。また、水需要管理という言葉だが、需要そのものを減らすことと川からの取水を減らすことは必ずしも一致しない。川からの取水を減らすことがここで言う水需要管理ということか。そうであれば、この言葉は適切だろうか。(河川管理者)  
→現在洪水の管理において、短期の気象予測の精度が上がってきていることをふまえ、今後はさらに長期的な気象予測を渇水予測や渇水時のコントロールに生かせないか検討してほしい、という意見である。水需要管理という言葉については、問題提起としてお伺いしておき、また議論させていただきたい。

#### 住民参加部会からの報告に関する主な意見

- ・新しい課題が多く、時間をかけて議論すべき問題も多いので、次回以降、特にファシリテーターを立てた対話集会について検討していただきたい。(委員長)

#### 琵琶湖部会からの報告に関する主な質疑応答

- ・p.10の住民との連携という部分で、「流域全体の治水・利水・環境を調和させる新たなシステムを作る、という試みを」という指摘があるが、これは河川レンジャーについての指摘なのか、あるいは別のシステムを考えないといけないということなのか。(河川管理者)  
河川レンジャーだけでなく、全体的なことを言っている。住民参加部会と一緒に考えていくことが必要だと思う。

#### 淀川部会からの報告に関する主な意見

- ・降雨予測の技術を活用し予備放流を早めに行えるようになれば琵琶湖の容量を利用した洪水調節が可能だと思うが、将来的にそのようなことは考えられているのか。資料2-1で河川管理者への質問として出しているのもまた機会があれば答えてほしい。

#### 猪名川部会からの報告に関する主な意見

- ・p.40に「ダム建設に関する社会的合意、有効性の客観的認知についての基準」という言葉があるが、この基準の内容についてまた具体的に教えてほしい。(河川管理者)

#### 河川管理者からの淀川水系河川整備計画基礎原案の説明および委員との意見交換

河川管理者より、資料3-1「淀川水系河川整備計画基礎原案」をもとに、主に説明資料(第2稿)からの変更点(内容及び表現、項立ての変更、追記等)を中心に説明された後、委員との意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

##### <「住民」という言葉の内容について>

- ・p.1で説明資料(第2稿)では住民団体や関係機関等の言葉が使われていた部分が今回は「淀川水系流域委員会、住民、自治会等からの意見を聞き」とまとめられているが、例えば自然保護団体はどこに入るのか。

「住民」か「等」のどちらかに入る。河川法で「学識経験者」「公聴会の開催等による住民意見の反映」「地方公共団体の長」から意見を聞くということなので、それに対応させる形で書いている。(河川管理者)

本日の説明では、同じ「住民」との記述でも、ある部分では区長のような住民代表、別の部分では専門的な活動をされている方を意味している、とのことだったが、それでは場面によって行政に都合のいいように解釈されるのではと危惧を感じる。

説明の仕方がまずく混乱をさせたかもしれないが、意味が異なる場合は記述を変えており、基礎原案のp.35水質の部分、p.47水需要の部分等ではそれぞれ「水質特性に詳しい学識者や住民活動に詳しい有識者」、「水需要抑制の実践者などの有識者」といった記述をしている。(河川管理者)

##### <「検討・実施」について>

- ・p.1「今後20年から30年に実施、或いは検討する具体的施策を取りまとめ」とあるが、こ

の「検討」は幅が広すぎるので区切りをつけるべき。また、「『実施』とされたものについては～モニタリングを行う」とあるが、これには事業効果のモニタリングも入るのか。

「検討」については、整備内容シートに載せているスケジュールで検討の範囲を示している。モニタリングは、その事業効果も含めた形になる。(河川管理者)

- ・p.1で「検討・見直しの結果がでた時点で」という言葉が追加されているが、結果が出るまで流域委員会や住民、自治会は関われないのかと疑問を感じた。

##### <利水>

- ・利水の部分は、説明資料(第2稿)と基礎原案でほとんど変更がない。この3ヶ月委員会の議論を受けて河川管理者は何をしてきたのか。整備内容シートには3ヶ月の成果を反映していただきたい。

最初に「水需要抑制」をもってきたことが今回の変更点である。水需要の精査確認はダムを含め、様々なこと的前提であることは我々もよく認識しているが、今の時点で書けることというと、水需要の精査確認という言葉になってしまう。(河川管理者)

- ・「ダムを中心とした新たな水資源には頼らない、そのための水需要抑制である」という基本的な考え方が書かれていないところに問題がある。

スタンスとしては「まず転用を」という姿勢を出しているつもりである。(河川管理者)

##### <ダム>

- ・現在検討中の段階で「有効」という言葉を使うと、最終的な判断としての「有効」と混乱しやすい。「現時点の検討では効果がある」などの言葉を使ってはどうか。

この場合、ダムの目的の一部について有効であり、ダム全体としての評価はまだという考え方で書いている。(河川管理者)

- ・p.29の4.7.1「ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する」ということについて、もう少し詳しく説明してほしい。

ダム計画が実施されるにしても万一中止されるにしても、その地域社会の今後のことを考える必要があるということで、その際には関係機関等と連携して検討していくということである。(河川管理者)

「ダム水源地域の活性化に向けた取り組み」に関しては、具体的に何をしていくかという部分をさらに充実してほしい。このことは委員会でももっと議論すべき。

- ・p.29の4-7「ダム」の項のどこにも住民参加が出てこない。特に「妥当と判断される場合に実施する」というところに関して、社会的合意及び住民の意見を反映するプロセスをきちんと書くべきではないか。

この計画自体が流域委員会や住民、自治体等から意見を聴いて作っていくものと考えているため、「はじめに」の項にそのように記述している。(河川管理者)

- ・ダムを実施する場合の条件の1つとして「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合」という表現が前から出ているが、経済的に実行可能というのに何らかの指標はあるのか。

絶対的な基準はないが、費用対効果が1以上というのは一つの基準としてある。(河川管理者)

・現在の法体系のもとでは、ダムを建設する場合の方がダム以外のものを建設する場合に比べて多くの予算がつきやすいというような仕組みがあるのか。

現在河川事業等についての枠組みがあり、その枠組みに沿って予算の割当ができてくるので、河川管理者の範疇を超えるような新たなものに費用を当てようとする場合、ハードルが出てくるだろう。(河川管理者)

・ダムの補償は、どのような考え方、或いは基準で出されているのか。

ダム事業の場合、公共補償の基準と同じであり、公共工事に伴う一般補償基準要綱というものに基づいて補償を行っている。(河川管理者)

ダムで水没する場合は移転に対し補償があるが、他の事業等で水害を防止するために移転する際には何も補償はないということか。

例えば先ほど猪名川部会からも提案のあったような、浸水地域から移転していただくといった場合、それを補償するような制度はないと思う。(河川管理者)

<水質>

・水質に関して、p.20からとp.49に「総負荷量管理」という言葉が出てきており、委員会からの提言を採用したことは評価できる。権限の関係で河川管理者が独自の水質基準を設定するのは難しいが、河川法の改正を受け河川管理者も積極的に水質の管理に乗り出そうということを宣言していると受け取っていいのか。

特に水質は流域全体で取り組むべき問題であるが、そのことを呼びかけるときに総負荷量管理ということを考えるべきという意味で提案させていただいた。現在、総負荷量管理を検討する協議会の設置を検討している。(河川管理者)

・p.21の上から6行目「河川、湖及びダムの環境基準を達成することを目標とするのにとどまらず」とあるが、これには定められた目標値があるのか。

河川、湖沼それぞれの区域を区切って設定されている環境基準があるので、それを目標とするにとどまらずという意味で書いている。

<住民参加>

・p.1で「淀川水系流域委員会、住民、自治体等の意見を聴き」とあるが、この三者の意見が一致しない場合どのような対応をされるのか。

それぞれの意見を聴いたうえで、最終判断は河川管理者が行う。(河川管理者)

・河川の中だけでやるのではなく、住民や農林水産省、農業関係者等が入って流域対応を考える場をどのように構築するかをもう少し議論したい。現在様々な部会に分かれてしまっているが、各委員がこの基礎原案を精査し、お互いに議論しあう勉強会を開催してはどうか。

・河川レンジャーについては、試行する前に決めておくことと、実際に任命した人たちと一緒に試行しながら決めていくことを明確にして、段階を踏んで行うべき。

現在淀川河川事務所では既に河川レンジャーの検討会を発足しており、その中である程度議論して方向を決定した上で、任命した方にはそれを踏まえて試行していただきたいと思っている。また、この検討会と流域委員会とにずれがないよう、委員会から数名の委員に入らせていただいてアドバイスを受けながら進めていくつもりである。(河川管理者)

どのような人を任命するのか。批判的な人は外す等避けるために、例えば公募も考えているのか。

ただ公募をすればよいというわけにもいかないと思うので、検討会で選び方も検討していただくつもりである。(河川管理者)

<その他>

・p.30「関連施策」の4.8.1の6)「利用者のニーズを踏まえたユニバーサルデザイン」とは、どういう意味か。

利用者のニーズを踏まえた、誰にでも受け入れられるような、広い合意が得られるようなデザインということだ。(河川管理者)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から発言があった。

・大津放水路の全区間の整備をお願いしたい。これまでも様々な機会に意見を述べさせていただいてきたが、本日出された基礎原案にも何も書かれていないので非常に落胆している。

・利水について深まっていない。先日新聞報道された阪神水道事業団のダムからの撤退に関しても早く明確にしてほしい。間接的にはあるが、阪神水道事業団としては近畿地方整備局に対し、ダムからの利水の返上について相談していると聞いている。ダムについては、まだ委員会と河川管理者の間にカイ離があると思うので、委員会はダムについては白紙の状態、本当に必要かを検討してほしい。

前回の猪名川部会で議論されたこととも関わるので、委員会としても河川管理者に回答をお願いしたい。(委員)

阪神水道事業団からは撤退を決定したという報告は受けていない。基礎原案にも書いてあるように、転用元となりうる可能性について話はしているが、どれだけの量になるかといった話にはなっていない。(河川管理者)

・利水について、精査・確認の目標の時期を委員会で設定してはどうか。また、基礎原案のp.27ダムの項目4.7.1の(1)の記述や(3)の中の(1)と3)の内容に疑問を感じているので、特にこの部分についてよく検討してほしい。

・参考資料1-1の389-1、390-1、394-1で、大阪府や阪神水道事業団のダムからの撤退についての新聞記事と、それに関連して余野川ダムの利水振り替え案や奈良県の川上ダムの利水からの撤退に関して掲載していただいているので参照してほしい。

・河川管理者を訪ねて資料の提供をお願いしたが、説明した通りの資料がもらえなかった。住民にきちんとした資料を渡さず、説明不足であると感じるので、その点を委員会で議論してほしい。

要求した資料がもらえなかったという件についてはフォローさせていただきたい。(河川管理者)

以上

議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

## 第24回委員会の説明資料より 抜粋

第24回委員会では、河川管理者より、資料3-1「淀川水系河川整備計画基礎原案」について、その前身である「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」からの変更部分を中心に、説明が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

### 目次構成

- はじめに
- 1. 流域の概要
- 2. 現状の課題
  - 2.1 河川環境
    - 2.1.1 河川形状
    - 2.1.2 水位
    - 2.1.3 水量
    - 2.1.4 水質
    - 2.1.5 土砂
    - 2.1.6 生態系
    - 2.1.7 景観
    - 2.1.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工
  - 2.2 治水・防災
    - 2.2.1 洪水
    - 2.2.2 高潮
    - 2.2.3 地震・津波
  - 2.3 利水
  - 2.4 利用
    - 2.4.1 水面
    - 2.4.2 河川敷
    - 2.4.3 舟運
    - 2.4.4 漁業
  - 2.5 維持管理
  - 2.6 ダム
    - 2.6.1 既設ダム
  - 2.7 関連施策
    - 2.7.1 淀川河川公園
- 3. 河川整備の基本的な考え方
- 4. 河川整備の方針
  - 4.1 計画策定、実施のあり方
    - 4.1.1 対象範囲
    - 4.1.2 対象期間
    - 4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携
  - 4.2 河川環境
    - 4.2.1 河川形状
    - 4.2.2 水位
    - 4.2.3 水量
    - 4.2.4 水質
    - 4.2.5 土砂
    - 4.2.6 生態系
    - 4.2.7 景観
    - 4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工
  - 4.3 治水・防災
    - 4.3.1 洪水
    - 4.3.2 高潮
    - 4.3.3 地震・津波
  - 4.4 利水
  - 4.5 利用
    - 4.5.1 水面
    - 4.5.2 河川敷
    - 4.5.3 舟運
    - 4.5.4 漁業
  - 4.6 維持管理
  - 4.7 ダム
    - 4.7.1 ダム計画の方針
    - 4.7.2 既設ダム
    - 4.7.3 事業中の各ダムの方針
  - 4.8 関連施策
    - 4.8.1 淀川河川公園

- 5. 具体的な整備内容
  - 5.1 河川整備計画策定・推進
    - 5.1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置
    - 5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携
  - 5.2 河川環境
    - 5.2.1 河川形状
    - 5.2.2 水位
    - 5.2.3 水量
    - 5.2.4 水質
    - 5.2.5 土砂
    - 5.2.6 生態系
    - 5.2.7 景観
    - 5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工
  - 5.3 治水・防災
    - 5.3.1 洪水
    - 5.3.2 高潮
    - 5.3.3 地震・津波
  - 5.4 利水
  - 5.5 利用
    - 5.5.1 水面
    - 5.5.2 河川敷
    - 5.5.3 舟運
    - 5.5.4 漁業
  - 5.6 維持管理
  - 5.7 ダム
    - 5.7.1 既設ダム
    - 5.7.2 各ダムの調査検討内容
  - 5.8 関連施策
    - 5.8.1 淀川河川公園

### はじめに

※下線部分が説明資料(第2稿)からの変更点

河川整備計画は、淀川水系流域委員会、住民、自治体等からの意見を聴き、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川及び流域の現状認識に基づき、基本的な考え方及び方針に沿って、今後20年から30年間に実施、或いは検討する具体的施策を取りまとめ、策定するものである。

具体的施策で「実施」と記述する施策は今後速やかに実施していく「検討」「見直し」と記述した施策は、今後実施の可否も含めて検討・見直しを行い、検討・見直しの結果ができた時点で、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴いた上、決定する施策である。

また「実施」とされたものについては、実施中・実施後の自然環境、社会環境に及ぼす影響についてモニタリングを行う。

河川整備計画にとりまとめる施策は、今後の社会状況の変化や、施策実施中並びに実施後のモニタリング等による施策の再評価に応じて、現状認識・基本的な考え方・方針の変更を含めて、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴く等、所定の手続きを経て、随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである。

「4. 河川整備の方針」より

4.2 河川環境

※下線部分が説明資料(第2稿)からの変更点

これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、淀川水系における今後の河川整備は水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を目標として、各河川に応じた河川の横断的・縦断的形狀の改善、残された環境の保全や失われた環境の再生、住民が安心して利用できる水質の改善等を目指す。

4.2.1 河川形状

今後の河川整備は『川が川がつくる』を手伝う』という考え方を念頭に、これまで実施してきた多自然型川づくりの評価を踏まえた上で、横断方向及び縦断方向の連続性、湖と河川や陸域との連続性の修復を目指し、変動する水と土砂の流れの結果として、瀬と淵や河原等多様な形状を持つ河川の復元を図る。

そのため、瀬と淵、砂州等の河川形状や自然が創り出した狭窄部はできるだけ人為的な手を加えずに保全する。

横断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷か

4.2.2 水位

河川及び琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するため、治水への影響や水需要の抑制を踏まえた治水への影響を考慮した上で、河川の水位変動や攪乱の増大を図ることや、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する観点から、淀川大堰や

また、水、土砂、生物等多様な要素が複雑に依存し形成されている河川環境を保全・再生していくに際しては、人工的な改変によって川をかたち造るという発想ではなく、『川が川をつくる』の手伝う』という考え方を念頭に実施するとともに、常に慎重にモニタリングを行い、河川環境の反応や、河川と連続する沿岸海域への影響を把握、評価してフィードバックを行う。なお、モニタリングは河川管理者が独自に行うことに加えて、関係機関、住民及び住民団体との連携を進める。

ら水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等良好な水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う。湖と河川や陸域との移行帯についてもなだらかな連続的移行を目指す。

縦断方向において、生物の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物の改良を検討する。その際、小規模な改築により改良が可能な箇所は早期に実施し、新築や大規模な改築にあたってはその構造を検討する。さらに、許可工作物については、施設管理者に対して指導・助言等を行う。

瀬田川洗堰等の運用を検討する。

堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育環境の調査を実施し、問題点等実態を把握のうえ、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。

( 後略 )

4.3 治水・防災

※下線部分が説明資料(第2稿)からの変更点

4.3.1 洪水

狭窄部の開削及び無堤部の築堤は、下流への流量増により破堤の危険度を増大させる為、下流の破堤の危険度を増大させないという観点から、下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う。

以上を基本方針とした上で、破堤による被害の回避・軽減を目標として、そのための施策を最優先

(1)破堤による被害の回避・軽減

1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)

住民一人一人が災害への備えを行う。そのためには、日頃より防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう、意識の啓発を行う。特に新住民や若者、子どもたちなど、地域の地理や社会的事情に詳しくない人たちの防災意識を高め、自己防衛の知恵と工夫を養うことが大切である。

人命被害を防ぐためには、住民が河川の状況に関する情報を的確に把握して、避難の必要があれば迅速に、適正な場所へ避難することが重要である。また、地下街への浸水防止や電気等の

2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)

水防団との連携を一層強化するとともに、水防団員の高齢化等の課題を踏まえた支援方策を検討する。

自治会や自主防災組織や各種連帯組織が一層の災害への備えを行えるように支援する。

また、水防団、自治体、関係機関と連携して水防訓練を実施する。

洪水時には、円滑且つ効果的な水防活動が出来るように、水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保を図ると共に、迅速な水

で取り組む。具体的には、

- 1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、
- 2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、
- 3)地域で守る(街づくり、地域整備)、
- 4)堤防強化対策を実施する。

また、これに加えて狭窄部上流、琵琶湖沿岸等における浸水被害の軽減に向けた整備を行う。

ライフラインに支障を生じさせないためには、それぞれの管理者に対する的確な情報提供が必要である。このため、河川情報の住民、自治体、関係機関への提供システムの強化を図る。

また、自治体においては避難場所や避難経路等をわかりやすく表示したハザードマップを住民に配布、周知しておくことも必要であり、河川管理者としてハザードマップの作成・普及について自治体を支援する。

関係機関と連携して避難訓練等を実施する。

防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。

なお、出水時の水防活動に利用する土砂等を備蓄するとともに、桜等の樹木を植栽して河川環境整備を行って「桜づつみモデル事業」について自治体と連携して実施する。

内水排水ポンプ場の運転については、下流に流量増をもたらすことから、あらかじめ施設管理者を含め、運転調整を図る。

( 後略 )

#### 4.4 利水

※下線部分が説明資料 第2稿)からの変更点

##### (1)水需要の抑制

###### 1)水需要の抑制

再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制を図るべく、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化する。

###### 2)水需要の精査確認

今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する。

###### 3)水利権の見直しと用途間転用

現行の水利用の実態や渇水に対する安全度(利水安全度)を踏まえるとともに、水環境維持改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見

直しにあたっては、用途間転用等の水利用の合理化に努める。

なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮する。

###### 4)既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等を踏まえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。

##### (2)渇水への対応

近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時の情報交換などによる取水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる。

渇水調整において、現状では実績取水量に応じ

た取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力(投資)が反映されていないため、安定供給努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。

#### 4.5 利用

※下線部分が説明資料 第2稿)からの変更点

河川の利用については、環境教育を推進する場という観点も含めて、川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。また、利用者の

##### 4.5.1 水面

水上オートパイやプレジャーボート等の使用により水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。

また、河川に生息する水生生物や水鳥に悪影響を及ぼすような水面利用についても、上記同様の

理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図る。

措置を講じる。

瀬田川では、水面利用に伴う施設のあり方について、住民及び住民団体と調整を図る。

カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。

(後略)

#### 4.7 ダム

※下線部分が説明資料 第2稿)からの変更点

##### 4.7.1 ダム計画の方針

(1)治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。

(2)他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。

(3)淀川水系の特性に鑑み、特に以下の事項につい

て留意する。

- 1)琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響
  - 2)狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減
  - 3)近年頻発している渇水に対する安全度の確保
  - 4)既存ダム群の再編成
- (4)ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する。

##### 4.7.2 既設ダム

(1)できるだけ自然流況に近い流量をダムの下流に流し、水位変動や攪乱を増大させることや、瀬田川洗堰及び天ヶ瀬ダムの下流において、急速な水位低下を生じさせないことを目的として、治水や利水への影響を考慮した上でダム・堰の試験操作や検討を行う。

(2)ダム湖の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討を踏まえながら、各種の対策に継続的に取り組む。

(3)ダムからの放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育環境への影響について検討し、選択取水設備の設置等を検討する。

なお、設置している設備については、より効率的な運用を検討する。

(4)魚類等の遡上や降下が容易に出来る方策を検討する。

(5)ダムによって遮断された土砂移動の連続性を確保するための方策を検討する。

(6)ダム貯水池法面の裸地対策に取り組む。

(7)ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して実施する。

(8)ダム放流時に下流の河川利用者を適切に避難誘導するための方法を検討するとともに、必要な施設の整備を図る。

(9)ダムに付属する各種設備の機能保全のため、計画的に補修を実施するとともに、維持管理費の縮減を目指す。

(10)ダム湖に流入する流木の有効活用を図る。

(11)既設ダムの容量を最大限に活用するために、容量の再編成を検討する。

(12)取水実態を的確に把握し、ダムによる効率的な補給が可能となるよう検討するとともに、既設ダム等の連携操作による渇水対策を図る。

##### 4.7.3 事業中の各ダムの方針

ダム計画の方針に基づき、これまで事業中の大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、丹生ダム、余野川ダムについては調査検討を行う。

調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない。

「 5. 具体的な整備内容」より

5.1 河川整備計画策定・推進

※下線部分が説明資料(第2稿)からの変更点

(前略)

5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

(1)情報の共有と公開及び意見交換

河川整備は、住民と河川管理者が互い「知っていること」や「心配していること」を共有することから始まることを基本として、住民と河川管理者及び住民間における意見交換が行えるような機会(対話集会等)を継続的に設ける。

また、河川整備の実施にあたっては、情報検索機能の向上やより多くの住民が意見を言えるよう従

来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させる。また、マスメディアを通して河川に係わる情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに発信するよう努める。表現にあたっては、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を多用して出来る限り解りやすいものとする。

(2)住民との連携・協働

地域固有の情報や知識に精通している住民及び住民団体や地域に密着した組織等との連携事業や河川に係わる人材の育成の支援や、住民と連携して環境教育を推進する。

例)

- ・ 子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施
- ・ 子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援

さらに、河川に係わる組織を支援するとともに、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に支援する。

地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー(仮称)として任命する。河川レンジャー

は行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。

まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャーを任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。

(3)自治体、他省庁との連携

河川整備計画の実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や水害に強い地域づくり協議会(仮称)等において、自治体や他省庁等と相互に連携した総合的な取り組みを検討する。また、

連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する。

配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R24-A
資料1	委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)	R24-B
資料2	各部会とりまとめ(案)	R24-C
資料3-1	淀川水系河川整備計画基礎原案: 河川管理者からの提供資料	R24-D
資料3-1補足	淀川水系河川整備計画基礎原案補足資料: 河川管理者からの提供資料	R24-E
資料3-2	淀川水系河川整備計画基礎原案比較表: 河川管理者からの提供資料	R24-F
資料4	委員会意見書とりまとめの進め方(案)	R24-G
資料5-1	第23回委員会(7/12)にて出された意見(中間とりまとめへの意見募集に対して滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について)への対応について	R24-H
資料5-2	河川管理者からの要請に対する回答について	R24-I
資料6	9月~10月の委員会、部会、運営会議の日程について	R24-J
参考資料1-1	委員および一般からのご意見	R24-K
参考資料1-2	説明資料(第2稿)について委員会に文書で提出された意見	R24-L
参考資料2	住民対話集会について: 河川管理者からの提供資料	R24-M

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配付資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。



## 委員会 委員リスト

2003.9.5現在(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所属等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-	治水部会
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会	環境利用部会 住民参加部会
3	池淵 周一 (利水部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会	治水部会 利水部会
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会	環境利用部会
5	今本 博健 (治水部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会	治水部会 利水部会
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会	環境利用部会 治水部会
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	淀川部会	治水部会
8	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会	利水部会 住民参加部会
9	嘉田 由紀子	地域 まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会	住民参加部会
10	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会	環境利用部会 利水部会 住民参加部会
11	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会	治水部会
12	川端 善一郎	生態系	京大大学生態学研究センター 教授	琵琶湖部会	環境利用部会
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	淀川部会	環境利用部会
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会	環境利用部会
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	淀川部会	住民参加部会
16	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会	環境利用部会
17	宗宮 功 (環境利用部会長)	水質(水質工学)	京都大学名誉教授 龍谷大学教授	琵琶湖部会	環境利用部会
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会	環境利用部会 住民参加部会
19	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然環境科学研究所 助教授	猪名川部会	環境利用部会
20	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会	環境利用部会
21	田村 悦一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授	淀川部会	住民参加部会
22	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットと コーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会	住民参加部会
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会	環境利用部会 利水部会

No.	氏名	対象分野	所属等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
24	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策環境保全委員会 元委員長	淀川部会	利水部会 住民参加部会
25	寺西 俊一	経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授	-	環境利用部会
26	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会	環境利用部会
27	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会	環境利用部会 治水部会
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	利水部会
29	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会	住民参加部会
30	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然環境科学研究所 教授	猪名川部会	環境利用部会
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会	環境利用部会
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-	治水部会
33	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	猪名川部会	治水部会
34	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会	住民参加部会
35	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会	環境利用部会 利水部会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会	住民参加部会
37	横村 久子	地域 まちづくり (地域計画 景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会	環境利用部会 利水部会
38	榊屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会	環境利用部会 治水部会 利水部会
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事	琵琶湖部会	環境利用部会
40	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境自然保護)教育)	池田 人と自然の会 代表	猪名川部会	住民参加部会
41	水山 高久	治山 砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会	治水部会
42	三田村 緒佐武 (住民参加部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	環境利用部会 住民参加部会
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会	利水部会 住民参加部会
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授	猪名川部会	治水部会
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会	環境利用部会
46	山村 恒年	法律(行政法・環境法)	弁護士 元神戸大学教授	-	環境利用部会 住民参加部会
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会	環境利用部会 治水部会
48	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-	環境利用部会
49	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会	住民参加部会
50	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-	環境利用部会
51	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会	環境利用部会
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会	環境利用部会

注 対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

## これまで開催された会議等について

第24回委員会(平成15年9月5日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回~第6回 平成13年開催	第1回~第8回 平成13年開催	第1回~第10回 平成13年開催	第1回~第6回 平成13年開催
第7回 H14/2/1(金)	第9回 H14/1/24(木)	第11回 H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回 H14/1/18(金)
第8回 H14/2/21(木)	第10回 H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第12回 H14/2/5(火)	第8回 H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回 H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回 H14/3/13(水)	第13回 H14/3/14(木)	第9回 H14/2/15(金)
第10回 H14/4/26(金)	第12回 H14/4/7(日)	第14回 H14/4/5(金)	第10回 H14/3/4(月)
第11回 H14/5/15(水)	第13回 H14/5/12(日)	第15回 H14/5/27(月)	第11回 H14/6/11(火)
第12回 H14/6/6(木)	第14回 H14/6/4(火) (現地視察)	第16回 H14/6/24(月)	第12回 H14/7/11(木)
第13回 H14/7/30(火)	第15回 H14/6/17(月)	第17回 H14/7/31(水)	第13回 H14/8/20(火)
第14回 H14/9/12(木)	第16回 H14/7/4(木)	第18回 H14/9/24(火)	第14回 H14/10/1(火)
第15回 H14/12/5(木)	第17回 H14/8/8(木)	第19回 H14/10/29(火)	第15回 H14/10/17(木)
第16回 H15/1/17(金)	第18回 H14/10/3(木)	第20回 H14/12/13(金)	第16回 H14/11/8(金)
第17回 H15/1/24(金)	第19回 H14/11/9(土)	第21回 H15/7/5(土)	第17回 H14/12/12(木)
第18回 H15/2/24(月)	第20回 H14/12/14(土)	第22回 H15/8/26(火)	第18回 H15/7/1(火)
第19回 H15/3/27(木)	第21回 H15/1/29(水)		第19回 H15/9/2(火)
第20回 H15/4/21(月)	第22回 H15/5/19(月)		
第21回 H15/5/16(金)	第23回 H15/6/10(火)		
第22回 H15/6/20(金)	第24回 H15/7/18(金)		
第23回 H15/7/12(土)	第25回 H15/8/25(月)		
<b>環境・利用部会</b>	<b>治水部会</b>	<b>利水部会</b>	<b>住民参加部会</b>
第1回 H15/3/8(土)	第1回 H15/3/8(土)	第1回 H15/3/8(土)	第1回 H15/2/24(月)
第2回 H15/3/27(木)	第2回 H15/3/27(木)	第2回 H15/3/27(木)	第2回 H15/3/27(木)
第3回 H15/4/10(木)	第3回 H15/4/10(木)	第3回 H15/4/14(月)	第3回 H15/4/11(金)
第4回 H15/4/17(木)	第4回 H15/4/14(月)	第4回 H15/9/2(火)	第4回 H15/4/18(金)
第5回 H15/5/29(木)	第5回 H15/8/25(月)		第5回 H15/5/27(火)
第6回 H15/8/25(月)			第6回 H15/8/28(木)
<b>その他</b>			
設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)
第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会	H15/1/18(土)
第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)		

## 配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページによる閲覧

配付資料及び提言は、ホームページで公開しております。

### 郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

### 「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



## ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名 または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail [k-kim@mri.co.jp](mailto:k-kim@mri.co.jp)

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務  
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

## 淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.24

2003年11月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....  
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

**TEL: (06) 6341-5983** FAX: (06) 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

\*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。